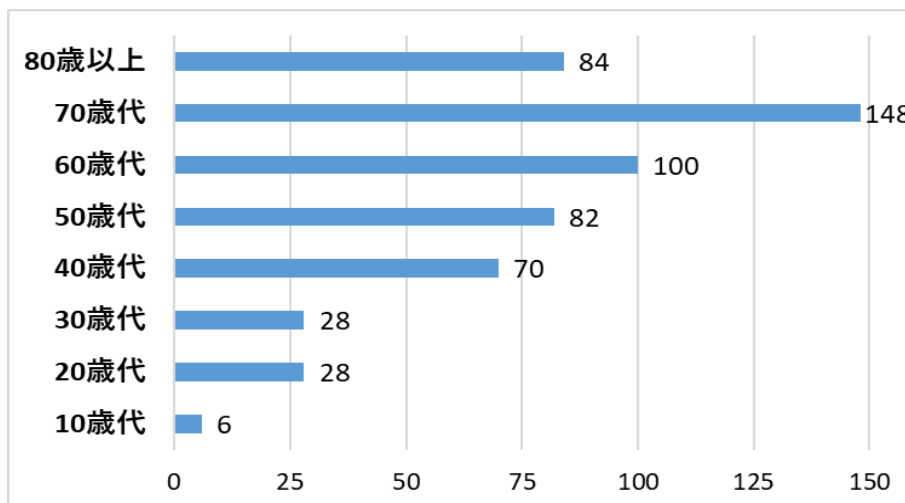
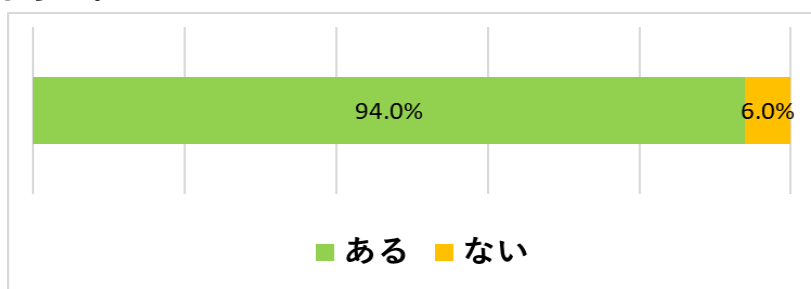


## 残骨灰の取り扱いに関するアンケート調査 集計結果

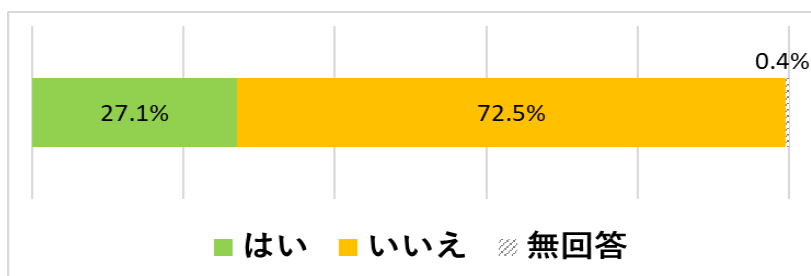
Q1 あなたの年代を教えてください。 ※回答総数 546



Q2 瑞浪市斎場に限らず火葬場において収骨（お骨上げ）に立ち会われたことはありますか。

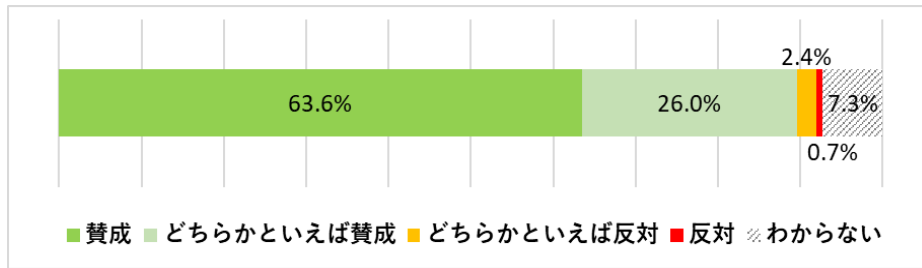


Q3 お骨を取り出した灰等の中に含まれる、金・銀・プラチナ・パラジウムといった有価物を、斎場（火葬場）の施設整備や運営等の財源として活用している自治体があることをご存じでしたか。

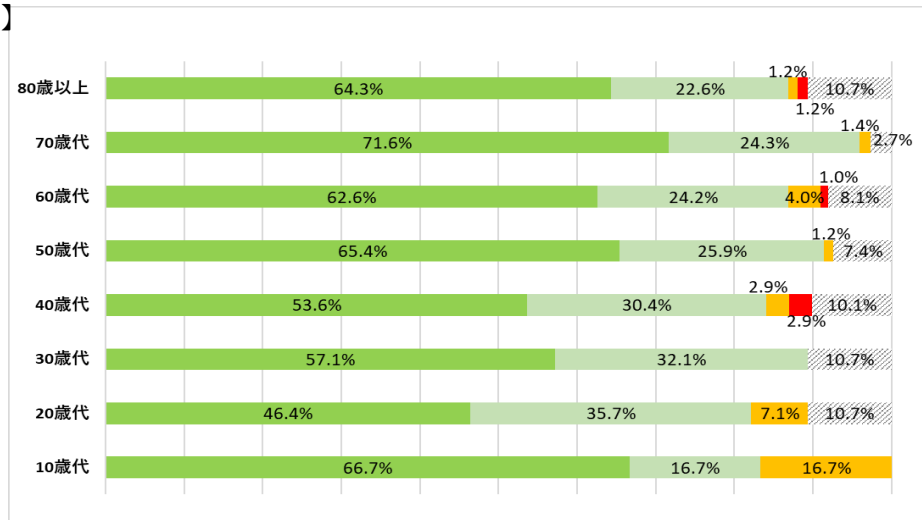


Q4 お骨は供養地へ納骨して丁重に扱うことを前提として伺います。お骨を取り出した灰等の中に含まれる、金・銀・プラチナ・パラジウムといった有価物を、斎場（火葬場）の施設整備等の財源として活用することについて、どのように思いますか。

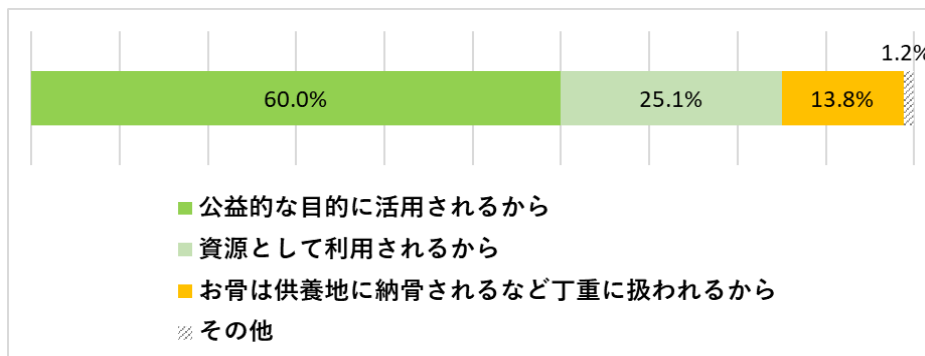
【全体】



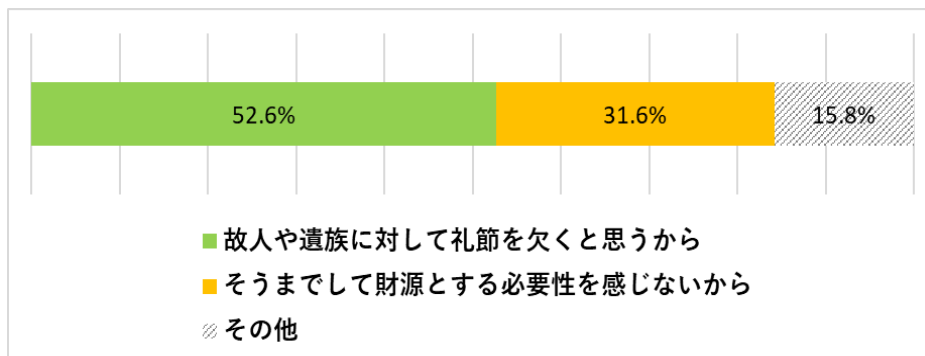
【年代別】



Q5 「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した理由は何ですか。



Q6 「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した理由は何ですか。



Q7 ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

■主な意見等と回答

意見等	回 答
職員の横領等の不法行為を聞いたことがあり、公益的な目的に活用されることを望む者としては心配です。	本市ではそのような事案は発生していませんが、厳格な管理を徹底します。
市の財政に有益ですので素早く実施ください。	できるだけ早い時期に実施したいと考えています。
有価物を斎場の整備・運営等に活用されれば故人の一番の供養となる。	
自分の残骨灰が有効活用されるなら嬉しいことです。	
遺族に説明し、引き取られないものを有効活用することは問題ない。	火葬許可申請時等に、残骨灰の有価物を財源として活用することを説明し、希望されれば全収骨(全ての持ち帰り)が可能であることを併せて説明します。
残骨灰を資源に使ってもよいか、遺族に選択してもらおう機会を設けるべきである。	
残骨灰の処分については、ほとんどの人が知らないと思う。まずは処分の方法を周知することが先だと思う。	ホームページ等で周知します。
斎場の施設整備等の財源以外に使わない約束をお願いしたい。	斎場に関連する事業に限定して活用します。
先行している自治体を参考にしながら、アンケート結果、意見も公表して進めてほしい。火葬した際に明らかにこの方のものだと分かった時には遺族に渡すことはしないのでしょうか。	先行している自治体を参考に検討を進めています。また、アンケート結果、意見等はホームページで公表します。 溶融し原形をとどめないものもありますが、収骨時にご希望される物品は、お持ち帰りいただけます。
金銀プラチナなど以外に灰の中に混じっているのか。年間で言うとどれくらいの金額か気になります。	有価物としては、金・銀・プラチナ・パラジウムの4種類です。その他、鉄くずやステンレスくず、六価クロム等の重金属が含まれます。 金額は他の自治体の例でもばらつきがあり、想定が難しいですが、約200万円と見込んでいます。
活用することができた量や、財源となった金額の公開。遺族が希望した際に経費など差し引いて、受け取ることができるなどの手段があってもよいと思う。	財源となる有価物の量と金額は、ホームページ等で公表します。 火葬毎で有価物の含まれる量は異なり、該当する火葬の返還額を特定することができないため、返還することはできません。